平成２３年（再イ）第１３１号
大阪府泉北郡忠岡町北出３丁目３番32号
再生債務者　齋藤　　勇
1　決議に付する再生計画案　平成24年１月17日付け再生計画案
2　再生計画案に対する回答期間　平成24年２月22日まで
平成24年１月25日
大阪地方裁判所岸和田支部個人再生係

平成２３年（再イ）第４６号
長崎県長崎市京泊３丁目29番16号
再生債務者　中村　宏一
1　決議に付する再生計画案　平成24年１月10日付け再生計画案
2　議決権の不統一行使の通知期限　平成24年２月８日
3　再生計画案に対する回答期間　平成24年２月８日まで
平成24年１月23日
長崎地方裁判所民事部個人再生係

平成２３年（再イ）第２１０号
神戸市北区花山台16番６号
再生債務者　小西　悟士
1　決議に付する再生計画案　平成24年１月18日付け再生計画案
2　議決権の不統一行使の通知期限　平成24年２月14日
3　再生計画案に対する回答期間　平成24年２月14日まで
平成24年１月24日
神戸地方裁判所第３民事部個人再生係

平成２３年（再イ）第１１９号
北九州市小倉北区吉野町９番29―305号
再生債務者　西岡　和豊
1　決議に付する再生計画案　平成24年１月20日付け再生計画案
2　議決権の不統一行使の通知期限　平成24年２月15日
3　再生計画案に対する回答期間　平成24年２月15日まで
平成24年１月25日
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２３年（再イ）第７７号
熊本市新町４丁目３番43　サンホワイト新町903号
再生債務者　永野　雅史
1　決議に付する再生計画案　平成24年１月10日付け再生計画案
2　議決権の不統一行使の通知期限　平成24年２月21日
3　再生計画案に対する回答期間　平成24年２月21日まで
平成24年１月24日
熊本地方裁判所民事第１部

平成２３年（再イ）第９号
青森県十和田市西十四番町45番10号
再生債務者　伊藤　好昭
1　決議に付する再生計画案　平成23年12月28日付け再生計画案
2　議決権の不統一行使の通知期限　平成24年２月24日
3　再生計画案に対する回答期間　平成24年２月24日まで
平成24年１月25日
青森地方裁判所十和田支部

給与所得者等再生による再生手続開始

平成２３年（再ロ）第２３号
大阪府松原市三宅中４丁目６番35号
再生債務者　大釜こと池田こと　宮崎　美輝
1　決定年月日時　平成24年１月20日午後４時
2　主文　再生債務者について給与所得者等再生による再生手続を開始する。
3　再生債権の届出期間　平成24年２月17日まで
4　一般異議申述期間　平成24年２月24日から平成24年３月９日まで
大阪地方裁判所堺支部個人再生係

平成２４年（再ロ）第１号
宮崎県小林市南西方5952番地19
再生債務者　手嶋　昭二
1　決定年月日時　平成24年１月25日午後２時
2　主文　再生債務者について給与所得者等再生による再生手続を開始する。
3　再生債権の届出期間　平成24年２月22日まで
4　一般異議申述期間　平成24年３月７日から平成24年３月14日まで
宮崎地方裁判所都城支部破産係

給与所得者等再生による再生計画案についての意見聴取

平成２３年（再ロ）第３号
福島県伊達市梁川町希望ケ丘37番地
再生債務者　岡崎　正文
1　意見聴取に付する再生計画案　平成24年１月10日付け再生計画案
2　書面で意見を述べることができる事項　民事再生法241条２項各号に定める事由
3　２の書面の提出期間　平成24年２月15日まで
平成24年１月25日
福島地方裁判所

平成２３年（再ロ）第１９号
大阪府富田林市金剛伏山台８番15号
再生債務者　北野　良和
1　意見聴取に付する再生計画案　平成24年１月17日付け再生計画案
2　書面で意見を述べることができる事項　民事再生法241条２項各号に定める事由
3　２の書面の提出期間　平成24年２月17日まで
平成24年１月24日
大阪地方裁判所堺支部個人再生係

平成２３年（再ロ）第２０号
札幌市中央区南10条西６丁目６番６―102号
再生債務者　三浦あゆみ
1　意見聴取に付する再生計画案　平成24年１月11日付け再生計画案
2　書面で意見を述べることができる事項　民事再生法241条２項各号に定める事由
3　２の書面の提出期間　平成24年２月22日まで
平成24年１月25日
札幌地方裁判所民事第４部

平成２３年（再ロ）第３号
鳥取県米子市淀江町淀江700番地
再生債務者　絹川　晴海
1　意見聴取に付する再生計画案　平成23年12月５日付け再生計画案
2　書面で意見を述べることができる事項　民事再生法241条２項各号に定める事由
3　２の書面の提出期間　平成24年２月23日まで
平成24年１月24日　鳥取地方裁判所米子支部

平成２３年（再ロ）第２１号
京都市左京区一乗寺払殿町12番地22
再生債務者　齋藤　　裕
1　意見聴取に付する再生計画案　平成24年１月16日付け再生計画案
2　書面で意見を述べることができる事項　民事再生法241条２項各号に定める事由
3　２の書面の提出期間　平成24年２月27日まで
平成24年１月25日
京都地方裁判所第５民事部再生係

給与所得者等再生による再生計画認可

平成２３年（再ロ）第３３号
神奈川県大和市つきみ野１丁目１番地56　ルピナスつきみ野406号
再生債務者　豊田　明央
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成24年１月24日までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成24年１月25日
横浜地方裁判所第３民事部

平成２３年（再ロ）第５号
和歌山市古屋251番地の２
再生債務者　竹田　　平
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成24年１月24日までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成24年１月25日
和歌山地方裁判所民事部破産再生係

吸収合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。
効力発生日は平成二十四年三月八日であり、両社の株主総会の承認決議は平成二十四年一月二十七日に終了しております。
この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。
なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。
（甲）掲載紙　官報
掲載の日付　平成二十四年一月二十四日
掲載頁　六十二頁（号外第十五号）
（乙）計算書類の公告義務はありません。
平成二十四年二月二日
東京都渋谷区代々木一丁目六〇番一一号
（甲）株式会社インベリアル・コーポレーション
代表取締役　野嶋　克己
東京都渋谷区代々木一丁目六〇番一一号
（乙）有限会社代々木管理
取締役　野嶋　眞美